

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【駐留軍等労働者労務管理機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日23日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	防衛省
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等(簿価81,912千円)については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項に基づき、防衛省へ国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 駐留軍等労働者の利便性の向上及びより一層効率的な業務の実施体制を確保するため、各支部の事務所について、近傍に所在する防衛事務所庁舎等への入居を含め、そのあり方を検討していくこととしている。その結果に基づき、管理部門経費の削減に努めていく。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 駐留軍等労働者の利便性の向上及びより一層効率的な業務の実施体制を確保するため、各支部の事務所について、近傍に所在する防衛事務所庁舎等への入居を含め、そのあり方を検討していくこととしている。その結果に基づき、不要となった資産については、国庫返納していく。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を締結するよう、厳正な実施を継続する。また、競争性のある入札のうち、一者応札・一者応募になった契約については、入札に参加しなかった業者等に対する聞き取りの結果も踏まえ、公告期間の見直し、仕様書の見直し、十分な納期の確保等に努めている。</p> <p>(金額ベース) 平成22年度：一般競争等554,530千円(63.9%)、競争性のない随意契約313,292千円(36.1%) 平成23年度：一般競争等550,623千円(76.3%)、競争性のない随意契約171,076千円(23.7%) 平成24年度：一般競争等484,113千円(89.5%)、競争性のない随意契約56,659千円(10.5%)</p> <p>(件数ベース) 平成22年度：一般競争等49件(86.0%)、競争性のない随意契約8件(14.0%) 平成23年度：一般競争等44件(86.3%)、競争性のない随意契約7件(13.7%) 平成24年度：一般競争等49件(92.5%)、競争性のない随意契約4件(7.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	(記載不要)
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき適切に取り組んでおり、機構については公表の対象となる契約がない旨公表している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	該当なし
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 事務用品については、各支部分をまとめて、本部で一括調達している。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 従来、一般競争により契約を締結していた機構情報システム運用管理業務について、「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成22年度から民間競争入札による契約(単年度)を締結し、さらに、平成23年度からは複数年の契約を実施している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>該当なし</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 一般職国家公務員等の給与の減額支給措置を踏まえ、平成24年4月から当機構役職員についても同様の減額支給措置を講じている。 また、平成24年度人事院勧告を踏まえ、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 当機構の対国家公務員との比較指数は92.6と国家公務員の給与水準を下回っていることから、当機構の給与水準は適切であると考え。今後とも引き続き、給与水準の適切性を保つよう努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(記載不要)</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 当機構役員の報酬については、個人情報保護に留意し、個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 従来より人件費管理の状況を監事監査の重視事項としており、給与水準についても、国家公務員の給与水準(総務省公表「独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表」による)と比較して確認する等、厳格なチェックを行っている。また、給与水準について、防衛省独立行政法人評価委員会において評価を行っている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前中期目標期間の最終年度(平成22年度)を基準として、中期目標期間の最終年度(平成27年度)までに9%の縮減を図るため、業務の効率化を行い、各年度平均して人件費2%、物件費1%の抑制を図るといった具体的な目標を設定している。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定外福利厚生費については、職員の健康診断に係る費用及び産業医の管理料に限り支出しており、必要最小限に抑えている。 ● 給与振込経費は、必要最小限に抑えている。 ● 海外出張旅費については、国家公務員に準じたものとしている。 ● 職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、独自の手当は支給していない。
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎事業年度、事業費については、ほう賞費や制服費などの使途を明確にした予算実施計画を作成し、予算の適切な執行に努めている。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成21年3月に設置した従来の委員会に替えて、政策評価・独立行政法人評価委員会から示された評価の視点に適切に対応するよう、平成23年5月、新たな内部統制委員会を設け、コンプライアンス確保を含む内部統制の更なる充実・強化を図り、同年10月には具体的な統制項目及び統制方法を定めた内部統制要領の運用を開始し、同要領に基づき内部監査を所掌する部署によるモニタリング及び評価を行うなど、内部監査を的確に実施している。
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>//</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>//</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>//</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>//</p>

No.	101	所管	防衛省	法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。	2a	業務の一層の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、今中期目標期間中、10%以上（目標は15%）の要員縮減を実施することとしており、前中期目標期間末（平成22年度末）の人員数316人から、平成23年度は6人、平成24年度は6人を削減し人員数を304人とした。さらに、平成25年度中に6名の削減を実施することとしており、平成25年度末には、平成22年度末の人員数から約6%の削減を達成することとなる。 現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制について、独立行政法人改革に関する分科会における議論も踏まえつつ検討を行った。その結果、機構については、国の判断と責任の下で、国及び在日米軍と密接な連携を図りつつ、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理等、真に必要な事務・事業に限定して、引き続き実施すべきと考えている。	今後も引き続き効率化を図っていくこととする。
	ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍等労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。	2a	駐留軍等労働者に対するほう賞事業の見直しに関する国と在日米軍等との協議に資するよう、機構において駐留軍等労働者に対するほう賞の支給実態及び民間企業におけるほう賞事業の実態を調査するとともに、機構と国が連携して、ほう賞事業の在り方の見直しについて検討を行った。これを踏まえ、平成24年度以降、国が駐留軍等労働者に対するほう賞事業の在り方の見直しを在日米軍等と協議しているところである。	今後も引き続き在日米軍等と協議していくこととする。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。	1a	支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等（簿価82百万円）については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項に基づき、機構から防衛省へ国庫納付した。	措置済み
04 不要資産の国庫返納	支部事務所	23年度以降実施	各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。	2a	駐留軍等労働者の利便性の向上及びより一層効率的な業務の実施体制を確保するため、各支部の事務所について、近傍に所在する防衛事務所庁舎等への入居を含め、そのあり方を検討していくこととしている。その結果、機構が保有する支部の土地等のうち不要となるものについては、国庫納付する考えである。	今後も引き続き検討していくこととする。
05 事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。	1a	平成23年2月、東京都港区に本部事務所を移転・集約し、賃借料の縮減（年間約3,500万円）を図った。	措置済み

No.	101	所管	防衛省	法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------------

	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
組織の見直し	支所・事務所等の見直し	駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。	1	那覇支部及びコザ支部の統合は平成21年度に、富士支部及び座間支部の統合は平成22年度にそれぞれ実施した。	措置済み